資料４

播磨町高齢者福祉計画（第 11 次）及び介護保険事業計画（第 10 期）（令和９年度～令和 11 年度）における認知症施策推進計画の位置づけ

１）計画の位置づけ

播磨町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和９年度～令和 11 年度）は、老人福祉法第 20 条の８に定める老人福祉計画と、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画とをあわせ、一体的に策定するものです。

今回策定する計画より、「基本目標２　認知症対策の推進」を、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年６月成立・令和６年１月施行）」に基づく「播磨町認知症施策推進計画」として新たに位置づけます。

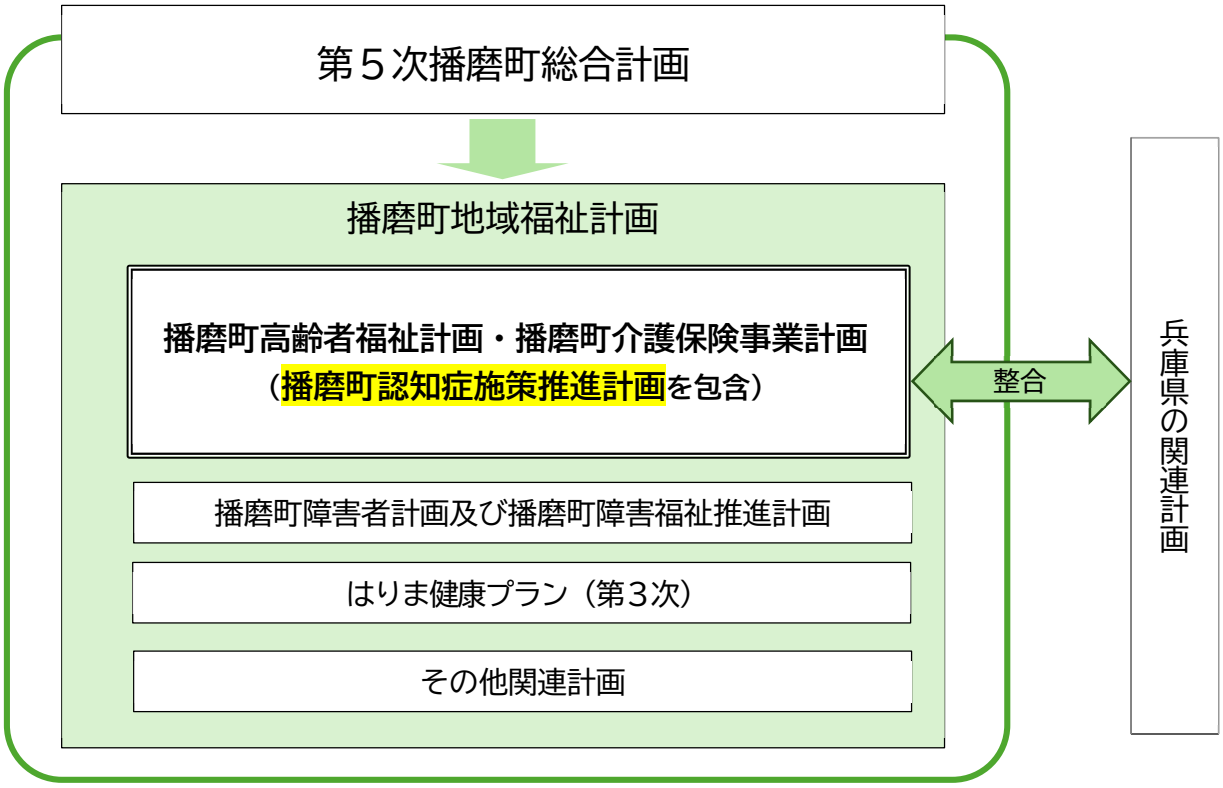

２）施策体系における位置づけ

現行計画の施策体系をもとにした認知症施策推進計画の位置づけイメージは、下表のとおりです。なお、今後施策体系や推進施策を検討する上で、記載内容は変更となる可能性があります。

基本目標	推進施策
基本目標１ **地域包括ケアシステムのさらなる推進**	第１節　自立支援、介護予防・重度化防止の推進 第２節　生きがいづくり・社会参加の支援 第３節　生活支援・介護予防サービスの充実 第４節　在宅介護の支援 第５節　在宅医療・介護連携の推進 第６節　地域ケア会議の充実 第７節　地域包括支援センターの機能強化 第８節　高齢者の権利擁護の取組の推進 第９節　居住環境の整備
基本目標２ **認知症対策の推進** **「認知症施策推進計画」**	第１節　認知症への理解を深めるための普及啓発・本人発信支援 第２節　認知症予防・早期発見・早期受診の推進 第３節　認知症の人と家族への支援の充実 第４節　認知症の人にやさしい地域づくり（認知症バリアフリー）の推進
基本目標３ **介護保険事業の適正・円滑な運営**	第１節　介護サービスの質の確保・向上 第２節　介護給付適正化の推進（介護保険適正化計画） 第３節　災害や感染症対策に係る体制整備